

一高島市屋外広告物条例一



ポスター、立看板、広告塔などの屋外広告物は、私たちの生活に深く関わっています。しかし、屋外 広告物を無秩序に設置されると街の景観が損なわれ、また生活の安全性が失われる危険性があります。

高島市では、高島らしい景観を形成するため、高島市屋外広告物条例を制定しており、その概要を このパンフレットにまとめています。

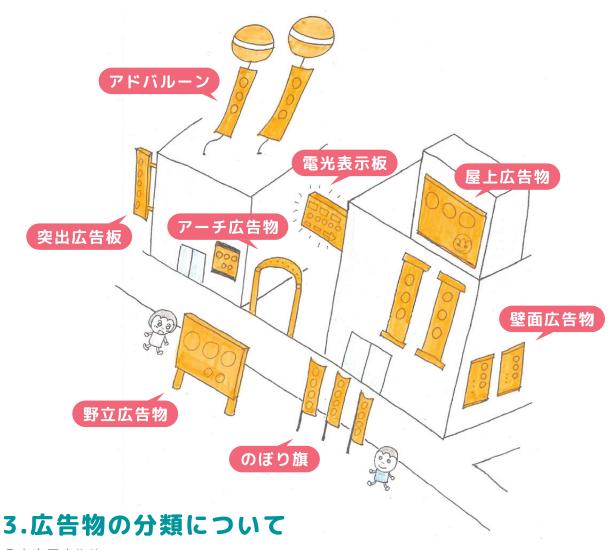
高島市で屋外広告物を設置する場合は、このルールを守り、良好な景観の形成と歴史的な街なみの保全 にご協力いただきますようお願いします。

1.屋外広告物条例の目的

高島市屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、 広告物の表示と設置、これらの維持について必要な規制を行うことを目的としています。

2.屋外広告物とは…

文字、イラスト、写真およびシンボルマークなどを、常時または一定期間継続して、屋外で公衆(不特定多数)に対して表示されるものを指します。なお、営利を目的とするものに限りません。



①自家用広告物

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業所に表示する広告物または掲出物件のことを指します。

②非自家用広告物

非自家用広告物とは、自家用広告物に該当しないものを指します。

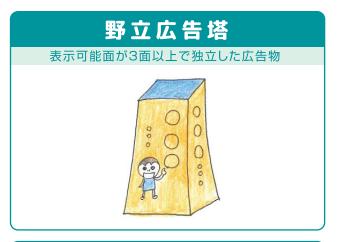
③案内図板

案内図板とは、非自家用広告物のうち、店舗等への案内や誘導を目的として設置されるもので、各表示面積の40%以上が地図や矢印、案内内容等の案内表示で占められているものを指します。



屋外広告物の種類と個別基準

野立広告板表示可能面が2面以下で独立した広告物



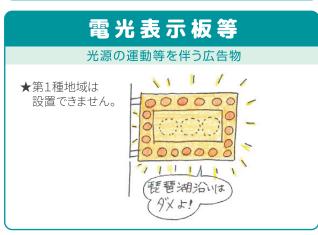




★上端は、取付壁面の高さを

超えないこと。





〈イラスト/オノミユキ〉

4.地域区分

市内の全域を次に示す4つのゾーンに区分して、地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘 導を図ります。

: 第1種地域(水辺と歴史の景観を守る地域)

高島市景観形成推進区域および低層住居専用地域等

: 第2種地域(都市景観を育てる地域)

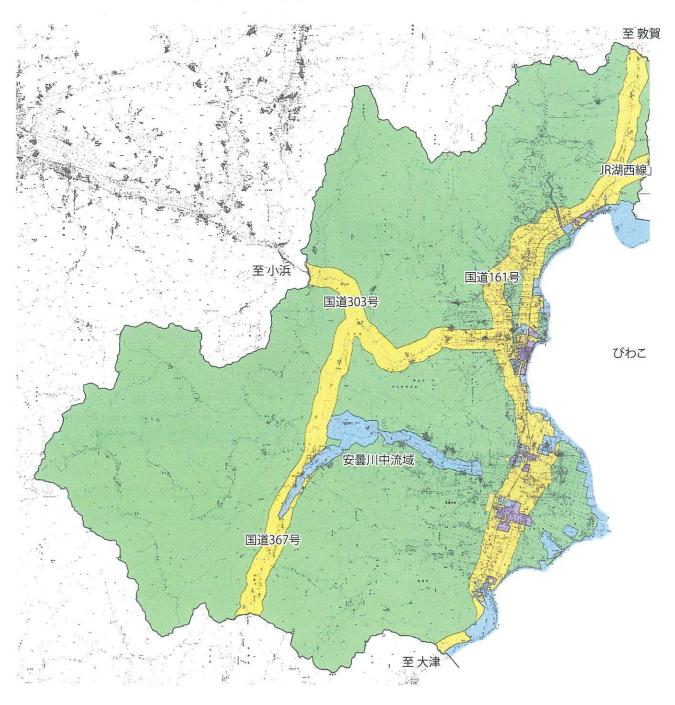
商業系および工業系用途地域のうち第1種地域を除いた区域

第3種地域(眺望景観を守る地域)

湖西線および一般国道の両側 500mのうち第1種、第2種地域を除いた区域住居系用途地域のうち第1種地域を除いた区域

: 第4種地域(その他) 上記の地域以外の区域

※この地域区分図は概要版です。詳しくは、都市政策課までお問い合わせください。



5.規制の概要

規制項目		地域区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
	適用除外(申	請不要)	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要
	総量規制		15㎡以下			
	色彩(全ての色相)	色相)	彩度8を超える色の使用は面積全体の1/3以下			
— 斜 Ш	既さけ仕物	和 恒	5m以下	20m以下	10m以下	10m以下
※用	野工が日初	■	4.5m以下			
⋳ #	屋上広告物		設置できません。	(建物の高さ)×2/3かつ20m以下	(建物の高さ)×1/2かつ3m以下	(建物の高さ)×1/2かつ10m以下
□を	壁面広告物		(壁面の面積)×1/4以下	(壁面の面積)×1/2以下	(壁面の面積)×1/3以下	(壁面の面積)×1/3以下
	砂山市生物	下端の高さ	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上
	M H M H M	突出し歯	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下
	電光表示板等	歩	設置できません。			
	適用除外(申請不要)	請不要)	設置できません。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。
<u> </u>	他 然		×			
十一	野立広告物		×	×	×	高さ10m以下
田洲	屋上広告物		×	(建物の高さ)×1/2かつ10m以下	×	(建物の高さ)×1/2かつ5m以下
ΕĄ	壁面広告物		×	(壁面の面積)×1/2以下	(壁面の面積)×1/3以下	(壁面の面積)×1/3以下
和犁	的进行年勤	下端の高さ	×	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上	[歩道]2.7m以上、[車道]4.7m以上
3	\ H\ H\ H\	突出し幅	×	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下
	電光表示板等	禁	×			
	適用除外(申請不要)	請不要)	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。
	色彩(全ての色相)	色相)	彩度8を超える色の使用は面積全体の1/3以下	_		
K-E	面積		1㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)
図だ	和恒		3m以下(脚を含む)	3m以下(脚を含む)	3m以下(脚を含む)	3m以下(脚を含む)
<u> </u>	相互問距離		同一広告主が表示する場合は 500m以上間隔を離すこと。	同一広告主が表示する場合は100m×100mの区域内に2個以内とすること。	同一広告主が表示する場合は100m ×100mの区域内に2個以内とすること。	同一広告主が表示する場合は100m×100mの区域内に2個以内とすること。

6.禁止広告物および禁止物件

○禁止広告物

次のような物件は、表示・掲出できません。

- ・汚れや色あせ、または塗料等のはく離が著しいもの
- ・破損や老朽の度合いが著しいもの
- ・倒壊または落下のおそれがあるもの
- ·信号機または道路標識等に類似しているもの、またはこれらの 効用を妨げるもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

○禁止物件

次の物件等には、広告物を表示・掲出できません。



7.規制が適用されない広告物

- ・第1種地域の自家用広告物で、屋外広告物の面積合計が5㎡以内のもの
- ・第2種~第4種地域の自家用広告物で、屋外広告物の面積合計が10㎡以内のもの
- ・管理用広告物のうち1㎡以内のもの
- ・道路標識など法令に基づいて表示するもの
- ・公職選挙法による選挙運動に用いられる選挙ポスター等
- ・災害時、その他緊急の必要がある場合に表示するもの
- ・ 冠婚葬祭または祭礼時の一時的なもの
- ・建設工事についてその工事期間中に表示されるもの(宣伝の用に供されないもの)
- ・人や車両等、移動するものに表示するもの

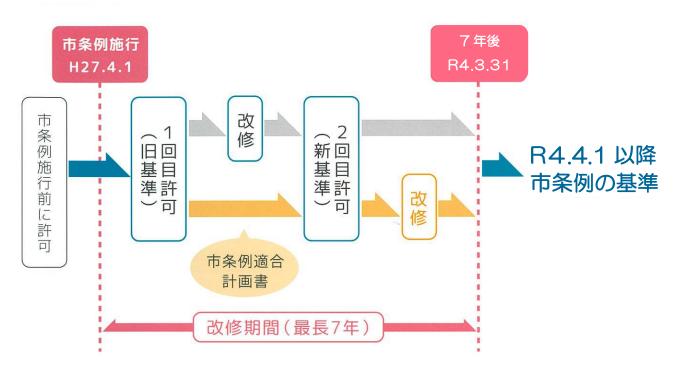


8.経過措置

高島市屋外広告物条例の施行前に許可を受けている広告物で、市条例の施行に伴って基準に適合しなくなったものについては、市条例施行後、3年以内に限り、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができますが、原則として、市条例施行後2回目の許可申請を行うまでの間に、市条例の基準に適合するための改修を行ってください。

ただし、市条例施行後1回目の許可を受けた屋外広告物のうち、2回目の許可申請を行うまでの間に適合改修計画が示され、相当と認められた場合に限り条例の施行から最長7年間を限度として広告物を表示することができます。

(経過措置期間は、令和4年3月31日までとします。)



9.罰則

条例に違反する広告物を表示・掲出した方は、50万円以下の罰金刑等に処せられる場合があります。



10.許可申請に必要な添付書類

	部数	添付書類
届出	1	 ・届出書(様式第2号) ・地図(縮尺5000分の1以上のもので、表示場所から半径500m以内の地域全域を示すもの) ・色彩および意匠を示した図面 ・形状・寸法・材料・構造を示した仕様書および図面 ・土地、建築物等との関係を示した図面 ・周囲の状況がわかるカラー写真
許可申請(新規)	正・副 (各1部)	 許可申請書(様式第3号) 地図(縮尺5000分の1以上のもので、表示場所から半径500m以内の地域全域を示すもの) 色彩および意匠を示した図面 形状・寸法・材料・構造を示した仕様書および図面 土地、建築物等との関係を示した図面 周囲の状況がわかるカラー写真 高島市屋外広告物条例第11条第2項の規定の適用を受ける物件である場合は、管理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
許可申請 (継続)	正·副 (各1部)	 許可申請書(様式第3号) 地図(縮尺5000分の1以上のもので、表示場所から半径500m以内の地域全域を示すもの) 屋外広告物安全点検調書(様式第6号) 当該広告物のカラー写真
許可申請 (変更)	正·副 (各1部)	 許可申請書(様式第3号) 地図(縮尺5000分の1以上のもので、表示場所から半径500m以内の地域全域を示すもの) 色彩および意匠を示した図面 形状・寸法・材料・構造を示した仕様書および図面 土地、建築物等との関係を示した図面 周囲の状況がわかるカラー写真



高島市 都市整備部 都市政策課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TELO740-25-8571 (直通) ・ FAX 0740-25-8572

E-mail: toshi@city.takashima.lg.jp